

第3回新たな産後育児支援の在り方検討委員会

議事録（要旨）

名称	第3回新たな産後育児支援の在り方検討委員会		
日時	平成25年12月25日(水) 15:30~17:30	場所	県庁防災新館4階409会議室
出席者	山縣委員 市川委員 藤巻委員 小島委員 松本委員 鈴木委員 内藤委員 白倉委員 小林委員 花輪委員 古屋委員 山下委員 堀岡委員		
<p>I. 次第</p> <ol style="list-style-type: none">1. 開会2. あいさつ3. 議事<ol style="list-style-type: none">1) 新たな産後育児支援の在り方に関する提言 中間とりまとめ案について2) 意見交換3) その他4. 閉会 <p>II. 配布資料</p> <p>資料 新たな産後育児支援の在り方に関する提言中間とりまとめ案 資料 新たな産後育児支援の在り方に関する提言中間とりまとめ概要</p> <p>III. 議事内容等</p> <p>3. 協議事項</p> <p>事務局から配布資料の確認</p> <p>(1) 新たな産後育児支援の在り方に関する提言中間とりまとめ案について</p> <ul style="list-style-type: none">・全体構成及び第1章から第3章について <p>資料により、堀岡委員から説明</p> <p><松本委員></p> <p>1回目の委員会を欠席してしまったので、すでに経過の中で理解していないことかもしれないが、産科での入院期間が短期化している理由はなんなの</p>			

であろうか。

<堀岡委員>

産科医療機関の数が減少しているという現状がある。そのため産める医療機関が減ってきているので、数をさばかなければならないという側面がある。また、長期に入院したとしても出産一時金の額は変わらないので、医療機関としても入院を短期化させるようなインセンティブが働いている面もあるように思われる。

<市川委員>

一番の要因は、産科医が不足していることで、出産施設の集約化が進んだことによって、地域の中で出産できる施設が限られてしまっている。そのため、早く退院しないと次の人が待っているという状況が生じている。

<山縣座長>

妊娠したらまず出産場所を確保するということが、全国的に一番重要な課題となっていて、妊娠したけれども出産する場所がないという、待機児童ではなく、待機出産みたいな傾向は全国的にみられる。

細かいことなので事務局で対応してもらいたい、文言や「てにをは」の部分でも意見が出てくると思う。例えば、「肉体的」よりは「身体的」という言葉が一般的だと思う。ただし、アンケートでは「肉体的」と使っている部分もある。

・第4章について

資料により、堀岡委員から説明

<内藤委員>

前回も意見をさせていただいたが、今の説明の中で、現在は山梨県内では行われていない宿泊型支援を中心に行う、という結論になっている。実際には、日帰り型支援も行われていない。また、アンケートでも日帰り支援を希望している人は多い。

今回、日帰り支援をはずした理由を教えてください。

<堀岡委員>

前回の委員会でも説明をしたように日帰りには遠いような地域もあるので、県として日帰り支援を行うのはどうなのか、ということが1つ。

また、今回のこの委員会での議論をきっかけに、様々な市町村で日帰りの支援などについて検討する動きが出ている。例えば、ニュースになった富士吉田市では、日帰りの子育てセンターを検討すると出てきている。また、蕪崎市など従来から取り組んでいるところもある。市町村と連携していくべきものではないかと考えている。

この拠点においても、日帰り支援も行うことになると思う。宿泊支援のみを行う場ではなく、ソーシャルキャピタルを醸成するという役割も期待されているので、その取り組みの中で自由に母親が参加していくということは考えられる。

<内藤委員>

センターとしては、日帰り支援はしない。日帰りのサービスについては、愛育会やNPOなどに委託するという事か。

<堀岡委員>

民立民営を想定しているので、事業者が独自に行ったり、愛育会やNPOなどが行うというような形になると考えている。

<藤巻委員>

p 35～p 36で、「支援の仕組みと拠点の整備」と言っている。その拠点で、「専門研修の強化により、乳幼児健診のスクリーニング力を高め」とある。そうなるこの拠点のイメージが膨らんでくる。これは必要なことであるが、保健所でやってきたと思う。研修の強化といったような機能もこの拠点に持たせるということなのか。

<堀岡委員>

少しイメージ図の位置や書き方によって分かりにくくなっていた。スクリーニング力の強化等の役割については、引き続き保健所やこころの発達総合支援センターに中心になっていただきたいと考えている。ケアセンターの役割としてそこまで求めるという趣旨ではない。

・第5章及び第6章について

資料により、堀岡委員から説明

<白倉委員>

市町村としては、利用料金が気になる。施設整備について、「県等からの支援」とあるし、利用料金の自己負担もある。どのような割合を考えているのか。また、県等における「等」とはどのような想定をしているのか。国は施設整備は補助対象外であり、ここには該当しないと思っているが。

<山下委員>

施設整備に対する支援については、現在、国の制度としてモデル事業があり、運営費に対する補助制度はあるが、施設整備に対する補助制度はない。そのため、公的支援をするとすれば、県が中心的存在として行わなければならないだろうと思っている。「等」に市町村が入るかという点については、今後、実状等を見ながら御相談させていただきたい。

利用料については、30,000円から33,000円と試算を行っている。「仮に」の話となるが、仮に利用料の個人負担を5,000円程度とした場合に、残りの部分の負担がどうなるかというについては、これから県内部においても財政局と協議を行わなければならない点もあり、確定的なことを言うことはできない。

ただ、杓子定規的に言えば、県と市町村の共同事業であり、本来は産後ケアに関する事業は市町村事業と考えられる。国の補助事業も実施主体としては、市町村しか想定していない。そのため、現状としては、1/2より大きな補助を県が行うことは難しいと考えている。しかし、これはあくまでも事務局としての考えであり、今後、相談をしていかなければならないと考えている。

<山縣座長>

一番大きな課題ではあると思う。運営費については今回の取りまとめの中に試算が示されているが、民間に委託した場合に実際にいくらかかって、黒字を確保できるのか。黒字にならなければつぶれてしまう。これは、半分はやってみないとわからないところがある。また、どれだけ利用してもらえるかにもかかってくる。最初の一年はパイロット的な運営になるように思う。

<藤巻委員>

県では宿泊型支援を想定しているので、宿泊型について補助するという考え方だと思う。内藤委員からも意見が出ているように、通って来て昼間そこで時間を過ごすといった支援については、富士吉田市で始めるといったニュースを新聞で見たが、いろいろな市町村が動き始めている。

このセンターについては、独自の事業として日帰りの支援を行ってもかまわないが、補助対象外で、利用者の方に利用料を負担していただくような形になるということの良いのか。

<堀岡委員>

その点については、実際に運営を行う事業者の考えだと思う。実際に、保育所でも同じような事業をしており、通園していない子どもを対象に、おやつ代などの自己負担をしてもらって、子どもと一緒に遊ぶといったようなイベントを開催しており、地域の母親が大勢集まっている。

試算については、運営できなければならないと同時に、公的支援を行うという観点からギリギリの試算を行っており、そのような日帰り支援を行うことになるだろうと考えている。また、実際に事業の委託契約を締結する際には、ソーシャルキャピタルを醸成するという旨の内容を含める予定である。

行政が運営費の補助を行うか否かと、補助の対象外であるサービスについて、どのようなサービスを提供するかは別のことだと考えている。分かりづらい説明で申し訳ないが、日帰りのサービスは行われると思うが、自己負担をいただくことになると思う。

<内藤委員>

明記をしたらどうか。事業者におまかせとなると、事業者としてもやっていいものかと感じるところもあるだろう。

第2子以降のお子さんを産んだ母親は、育児の経験はあっても、2人以上の子どもを持つ経験は初めてで、日帰りでも上の子と関わる方法を学びたいと思うだろうし、支援センターは使えるが大きい子がいると不安があるので、新生児が安心して利用できるということは、良い場所になる。

<堀岡委員>

表現方法については検討する必要があると思うが、記入させていただく。その際には、御相談させていただくこともあるかと思う。

<山下委員>

今の件について、手をあげた事業者がやっていけるかということについては、様々なシミュレーションをやってみないとわからない。そのため、日帰り支援については提案してもらえると考えているが、それを必須の条件とした場合に、それでは手をあげることができないと考える懸念もある。日帰り支援等を実施する提案は拒まないという旨の記載は可能だと思うが、必ずや

るようにというところまでは、書けないかもしれない。

<山縣委員>

内藤委員が言っている内容は、おそらく多くの母親たちの求めていることだと思うが、基本的には市町村の事業として本来やるべきことのひとつ。これをどのように組み立てていくかということになる。例えば、宿泊型支援や施設が必要となるような部分については、現状として個々の市町村ではできないので、県がやる。

本来は市町村がやるべきことを県がやるという枠組みが根底にあることを考えておく必要がある。あれもこれもと考えて行って、最終的に運営がなりたたなくなってしまうと、何もできないということになる。良いものが壊れていってしまう。

産後ケアに関して、市町村、県、NPO等の役割を考えていくための良い機会だと思う。産後直後に半日でも良い、日帰りで良いから、という支援をどこでやるのか。子育て支援センターを保育所や幼稚園に委託して行っているのではなかなか難しい場合に、市町村として独自にどう対応していくのか。そういった点も含めて、考えていくための良い機会だと思う。

しかし、この取りまとめにおいては、産後ケアセンターとして、宿泊支援を中心において立ち上げをしないと、他の子育て支援の関する事業との差別化ができず、予算化もできなくなってしまうという点はあると思う。

ただし、その一方で、ニーズに関しては、この3回の委員会の中でも出ているが、切実なものがあるという点については、覚えておいていただきたい点である。

先ほど話題にのぼった、産後の入院期間がさらに短くなっていく可能性がある。そのため、今までは1週間とか10日ほど病院にいて、退院した時には比較的元気になっている母親と子どもがいるという状態であったのが、そうでなくなった場合に誰が面倒をみるのか。

自分の娘は20年前にカリフォルニアで生まれたが、当時入院期間は30時間が基本で、お昼に生まれた場合には、次の日には退院する。これがどういう状況かというと、父親は産後休暇を2週間取ることがノーチョイス。これが当たり前のことで、宿泊施設の役割を父親が果たしている。これを前提としているので成り立つ入院制度ということになる。

現在の日本では、若い男性が産後休暇を2週間取っているなんて聞いたことがないし、おそらく取れない。もしも、このような休暇をとれるような社会になってくれば、このような施設はそれほど必要ではなくなってくるかもしれない。

産後の大変な時に誰かが助けてくれる状況があるのか、ないのか。社会の仕組みとしてない時にどうしなければならないかを、考えていかなければならない。

父性を育むという点で、2週間休暇をとって妻と子どもの面倒をみるということは、良い経験であった。アメリカでは社会の常識なので良いが、日本では常識とはなっていない。産休取るのは母親、育休はなんとか父親も、というような状況にある。

そういった現状も踏まえ、こういうものを作ることが、本来あるべき家族の機能をアウトソーシングしていく、マイナスに働くのではないかというように考える県民の方がいるかもしれないが、それよりも大切な命の問題が絡んでいて、日本のなかで状況が変わってきている、といったことを認識することでこの施設の重要性を理解していただけるであろう。

そういう意味でも、ここの施設が持つ役割というものを明確にする必要がある。これは他でもできるということになると、県民の皆さんに理解していただかず、税金を使って行うべき事業としては難しくなるのではないかと思う。

<小島委員>

今までの説明の中で、宿泊型支援を打ち出していくということはわかる。

それに加えて、どういうものを日帰り型というかについてはイメージが難しいところがあるが、市町村で行われているような日帰り型支援と言われるようなものと、保育士が非常勤で勤務しているという想定の中で、このセンターで日帰り型支援としてできることは違うのではないか。

まずは、宿泊型支援というものを前面に出していくということについては大賛成であるが、市町村にはできない日帰り型支援を特徴として打ち出していくことは大事だと思う。そして、それが産後ケアセンターの利用につながっていくと感じている。検討していくなかで、そういったことを考えていけると良いと思う。

産後ケアセンターをいかに周知して、活用していけるかという点について、病院や市町村が産後ケアセンターを必要と考えてもらっているのだろうか。この場で話されている内容と各施設や市町村との間で温度差がなく進んでいるのか、という点について心配している。こういった事業がスタートしたとしても、各市町村や各病院で、自分たちでもやっているから必要性ないのではないかと考えられると、意味がないのではないか。

実際にいくつかの市町村で母親学級の講師等をする中で、市町村からの声に産後ケアセンターの必要性に関する考え方に温度差を感じている。その点

については、現在までの状況はどのようになっているのか。

<堀岡委員>

前回の委員会から中間報告をとりまとめるまでに、全ての市町村について、市町村長を含め説明に回っている。また、既に何回も市町村の担当者を集めた説明会を開催し、財政的にいくらかかるのかも見えない状態ではあるが、全てが決まってから市町村にお願いするのはルール違反だと考えているので、現在の考えを伝え、まだ具体的ではないが連合体という形で、県も負担をするつもりであるので、市町村についても参加していただきたい、ということの説明している。

正直言えば、市町村による温度差は大きい。市町村の担当者会議でも、ニーズはないと言っている市町村もあれば、絶賛して、県でそこまで取り組んでくれるのであれば、市町村の役割分担として日帰り支援などを整備していくという市町村もある。

様々ではあるが、山梨県全体として、できるだけ多くの市町村に理解を得て、参加してもらって、皆さんに使っていただける施設にしていきたいと考えている。

まだ、建物もできておらず、具体的な場所も示すことができないような段階であり、来年の4月から始まるサービスというわけでもない。もっと時間がかかるので、少しずつ理解していってもらいたいと考えている。

<小島委員>

助産師会で取り組んでいるお助け訪問助産師を始めた時にも、市町村の保健師にこのような事業を行っていくとお話をした際にも、うちの市町村でも訪問はやっている、そちらの事業は費用もかかるのだから必要ない、というような話もたくさんあった。

実際に、各市町村の保健師は訪問指導を行っている。しかし、それぞれの特徴に応じて、必要な方が必要なサービスを選択できて、必要であれば実費を払ってでも受ける。そういったことを受け入れてもらうまで何年もかかった。

こういった大事な事業をやっていくなかで、お互いに市町村でやっているサービスも理解しながら、でもここはこういう特徴があり、こういった人々を支えていく、ということをしつかりと現実とあわせていく必要がある。実際に事業がスタートした際には、市町村の協力が不可欠で、協力がなければ進んでいかないし、地域に根付いていかないので、時間をかけて、どのように話を進めていくか、回を重ねていくかが大事だと感じている。また、助産

師として協力していくにあたって心配に感じていたので、確認させていただいた。

<堀岡委員>

1点追加させていただくと、この事業の本当の推進力になるのはお母さんたちだと考えている。現場の保健師の方にも丁寧に説明をしているが、この委員会についても、毎回報道機関各社に声をかけて、公開で行っている。前回は苦労されたお母さん方の話を聞いたが、それについても公開した。行政としては勇気があることではあったが、少しでも伝えていただいて、こういったサービスを使いたいと感じている母親がたくさんいると信じているので、そういったお母さんたちに報道などを通じて知ってもらうことが一番重要な点だと考えている。

また、第1回の検討委員会の際に案内させていただいたが、普及啓発として、検討委員会での議論などを伝えるためのイベントを2月、3月に行いたいと考えており、そのなかで周知していきたいと考えている。

<松本委員>

いろいろなイベントでこの委員会の内容についてお母さんたちと話をしている。先日も10か月までの赤ちゃんを持つ母親の集まりで話をする機会があったが、テレビやメディアを通してこの話を知っている方が多い。いつオープンするのだろうか、私の子どもは間に合うのだろうか、と話をしている。

支援センターにいと電話相談で、県外から越してくる人から相談がある。その質問として、どの市町村が産み育てやすいかということを知ることがある。どこが良いと具体的に答えることはできないが、このような産後ケアセンターがあれば、胸を張って、山梨県にはこういうセンターがありますよということができる。

また、各市町村の間の温度差がないのであれば、本当にありがたいこと。また、こういった機会に、お母さんたちや現場の助産師さんの意見をとりあげていくというやり方は理想的なのかなと会議を通して感じた。

2か月のお母さんが、父母ともに県外出身で、山梨で出産をして、退院した後非常に不安だと感じている。そのため家族で利用できる家族室があるのは非常にありがたいと言っていた。今回の取りまとめ案では3床用意すると書かれており、非常に期待している。

<藤巻委員>

看護協会は、保健師や看護師、助産師により構成されており、この会議の情報についてはそれぞれ伝えている。特に、県内の出産ができる医療機関に対しては、情報は正確に伝えている。こういったことは県民のニーズであることをふまえて、うまく経営できるように応援しようと保健師等にも伝えている。

テレビ等を通じて母親に周知していくことは重要だと思うが、関係する職種の連携も強くしていくとよいと思う。

<古屋委員>

活用の仕組みという観点について、産後育児支援の拠点ということが一番重要だと思う。ここから得た情報をどのようにコミュニケーションに使っていくかということ。妊娠した人への教育とか、もっとさかのぼって思春期保健なども。赤ちゃん抱っこのような取り組みを行っていることがあるが、思春期から男の子に対して、一緒に育児をしていくということを教えるなどがある。

お母さんたち相互の支援、ピア支援という視点もあると良いと思う。ソーシャルキャピタルという記述があるが、周りから支援をするだけでなく、ピアで支援をしあう、という視点もあると良いのではないかな。

また、育児イメージを持ってもらう、こういうふうにとると育児は楽しいよ、みんなでやると参考になるよ、といった観点もあると良いと思う。

行政が支援するとか、周りから支えてもらうだけではなく、自分たちの経験を語り継ぐという視点も重要だと思う。

<花輪委員>

母子保健は市町村事業というのが頭に残っている。市町村の温度差は様々だという点については、自分も市町村の説明会に出席していたので、感じたところ。ただ、自分たちの仕事に対する自負という側面もある。

お助け訪問助産師の事業は大変活用させていただいている。やはり保健師は助産師ではないので、共通した部分はあるが、母親側の受け止め方が違ったりしており、すみ分けをして事業の紹介等を行っている。

議論を聞いていて日帰り支援を強化していかなければならないと感じたところだが、子育て支援センターとの差別化という点では、子育て支援センターは保育士が中心であるため、2歳児や3歳児といった比較的大きな就園ちょっと前のお子さんが多いのかもしれない。そのため、産後すぐのお子さんを連れていきにくいという面はあるかもしれない。

ただ、地域で行っている、愛育会等がやっている活動については、こじんまりとした、目が行き届く活動であるので、乳児も参加している。これらとの兼ね合いをうまくしていかなければならない、と感じている。

また、先ほど白倉委員が指摘したような予算的な面もあるので、いろいろと努力していきたいと考えている。

<堀岡委員>

ニーズがあるかどうか分からない、ということを担当者会議でずいぶん言われたが、これはお世辞ではなく、素晴らしいことだと思っている。経済的に不安な方や生活保護の母子世帯、虐待をしてしまっている母親を一生懸命に支えている市町村の保健師からすると、自分が支えているのだから、ニーズはないのではないかと考えるのは当たり前なことだと思う。それはプロとして素晴らしいことだと思っている。

この点は説明不足だと感じたが、この事業は押しつけではなく、選択肢が増えることが重要ということが説明不足の面があると感じている。基本的に大丈夫な場合でも、使いたいと考えた母親がいた時に、きちっとサービスを提供できることが重要だと思うので、それをしっかりと市町村の方に伝えていきたい。

<鈴木委員>

昨年、今年と命の大切さを学びながら愛育会の活性化、地域支援活動を行っている。ソーシャルキャピタルの一員として、継続的な支援を行い、今回の事業が最終的にどのようなようになっていくかわからないが、活動につなげていけるような支援を考えていきたい。

<小林委員>

小さな村では、日帰り支援といっても看護師が各家庭を訪問するしかない。富士吉田市でも日帰り支援を再来年に立ち上げていくという話を聞いているので、そういった活動にも県が補助をしてもらえると、周囲の町村も活用しやすいと思う。

そして、宿泊型は甲府の方で利用可能というような体制となれば効率的ではないかと思う。

<市川委員>

このような構想が短期間でできたことについては敬意を表している。おそらくこのベッド数だと、経営的には厳しい状況も出てくるのではないかと思

う。ただ、その部分は委託を受けた事業者にかかってくることではないかと思う。その中で、日帰りの支援とか、いろいろなイベント、様々な NPO 等との連携などを積極的に展開していくのが良いと思う。

また、産前という視点が重要。妊娠中から気軽に出入りできるような形にしていくことによって、事前に知っておいて、産後にすぐ使えることが大切。おそらく宿泊型を利用しなければならない人たちは、産後すぐ、1 か月から 4 か月くらいが対象になって来ると思う。その人達が必要な時にすぐに行けるというのは、妊娠中から知っておくということ、利用できているということが重要だと思う。そのためにも広報を含めた活動が重要になってくる。

<堀岡委員>

今回いただいた意見をもとに、中間とりまとめを修正して行きたいと考えている。その後、普及啓発のためのイベントを考えている。産後ケアを利用した著名人などを読んで、お母さん方が参加しやすいようなイベントにできたらと考えている。そういった場でも、県民の方から意見を直接いただいて、最終的な提言書をまとめていきたいと考えている。

検討委員会としては、今回が最後であるが、最終的な提言書の取りまとめの際には、御協力をお願いしたい。

<山縣座長>

中間とりまとめについて皆さんの御意見を伺ったので、それを反映した最終的なものについては、年度内に持ち回りで確認をしていただいて、最終的な提言書としたいと事務局の方では予定していようであるので、引き続きよろしく願います。

以上で全ての議事を終了する。